

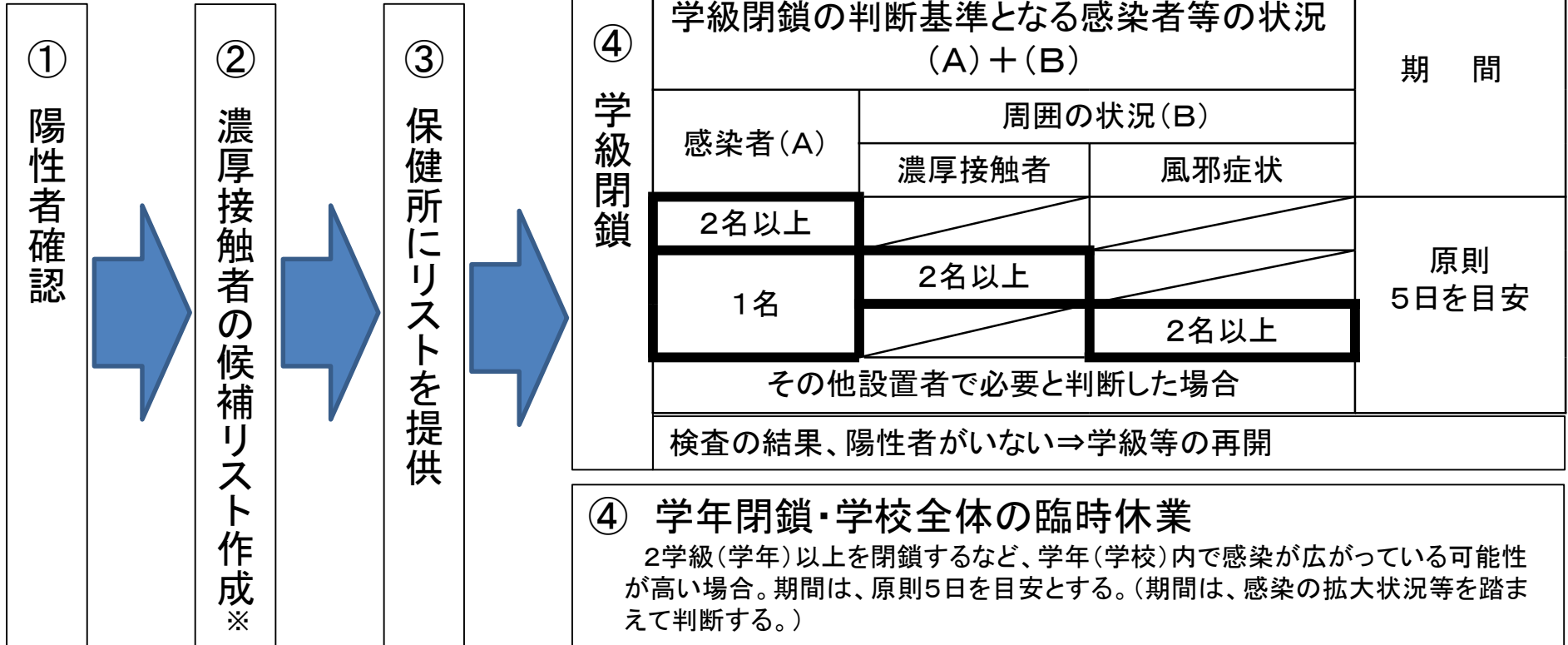
学校内で児童生徒及び教職員の感染が確認された場合の対応

緊急事態宣言対象地域等となった場合、学校は、学校医等関係機関と相談の上、次の対応を原則とします。

令和3年9月6日 津山市教育委員会

学校による調査

学校の対応



※【濃厚接触者候補の基準】

- (1) 感染者と給食時間に会話(マスクなしで)をするなどして過ごした者
- (2) 感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)直接接触した可能性の高い者(1m以内の距離で互いにマスクなしで時間の長さを問わずに会話があった場合)
- (3) マスクを着用していても、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等で、感染者と15分以上の接触があった者(例えば、感染者と会話していた者)